福祉協力員
活動の手引き

～地域での孤立に気づき、つながり、つなげ、見守る活動を進める手引き～

社会福祉法人
酒田市社会福祉協議会

（令和5年11月更新）

目　次

1	はじめに、福祉協力員とは	1
2	社会福祉協議会とは	2
3	新・草の根事業とは	3
4	福祉協力員・福祉隣組の役割	4、5
5	見守りネットワーク支援事業の流れ	6、7
6	福祉協力員の活動中に事故などがあった場合	8
7	市社協の連絡先について	9

地域での孤立に気づき、つながり、つなげ、見守るために

「誰もが地域の中で自分らしい生活を最期まで送るためには、制度やサービスだけでは不十分です。ご近所の見守り・支え合いが地域を守ります。」
「地域には老若男女、さまざまな人が暮らしています。地域で気にかけ合い、見守り合い、支え合うことが大切です。排除や差別しない地域づくりが、安心・安全なまちづくりにつながります。」
「人と交流しながら自分を役立てることは、健康寿命を延ばすことにもつながります。」
「孤立・孤独は深刻化することもあるので、専門職に適切につなげて相談することが必要です。」

【引用】令和5年6月「福祉協力員研修会」で開催した「地域での孤立に気づき、つながり、つなげ、見守る人材を養成する研修」講師の福島喜代子先生の講話より

酒田市社会福祉協議会（市社協）では、地域の皆さまのご理解とご協力の上で、学区・地区ごとでの近隣住民同士の見守り活動の推進をしています。見守り活動は、一部の住民のみでできることではありません。自治会長や民生委員・児童委員の皆さまと協力して、見守り活動などを推進する役目を担うのが「福祉協力員」です。責任や義務が伴うものではありません。

「福祉協力員」は、地域福祉のボランティアとして、学区・地区社協会長の推薦により、市社協会長が委嘱します。任期は2年間で、任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間となります。

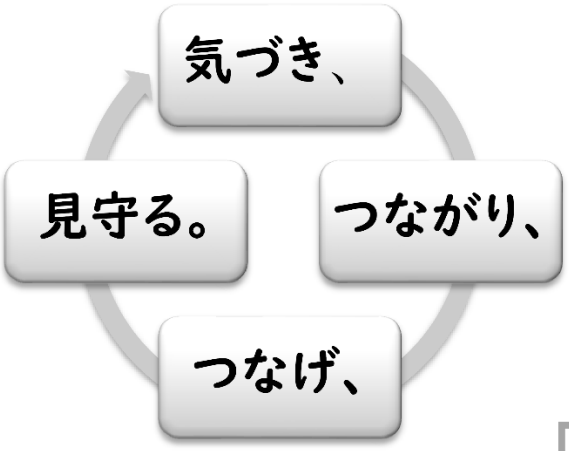

みんな（社会）で、しあわせ（福祉）を築くために、相談し決めていく（協議）団体（会）

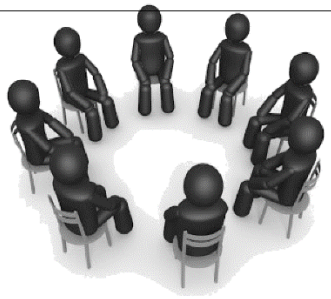

（1）社会福祉法人酒田市社会福祉協議会（市社協）

市社協は、昭和４５年に社会福祉法人格を取得し、社会福祉法に規定された、地域福祉の推進を図ることを目的とした公的性格を有する非営利の民間団体です。酒田市社協は地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、さまざまな活動を行っています。

（2）学区・地区社会福祉協議会

酒田市内のコミュニティ振興会区域を単位として、３６ヶ所の学区・地区社会福祉協議会（以下、「学区・地区社協」）が組織され、コミュニティセンターを拠点に活動しています。組織の構成は各学区・地区社協で異なりますが、コミ振役員、自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員、老人クラブ、コミ振女性（婦人）部、食生活改善推進員等の方々で構成されています。また、学区・地区社協の位置付けも、地域の中で独立した組織として運営されている地区もあれば、コミ振の福祉部門組織として位置付けられているところもあり、その組織構成や運営の仕方も地域ごとに独自性があります。

酒田市独自の地域福祉・見守り活動、６つの新・草の根事業

（1）新・草の根事業とは

３６の学区・地区社協が主体となって、地域・市・市社協が共に進める酒田市独自の地域福祉活動です。６つの事業から成り立っています。

（2）各事業の概略

①学区・地区社協運営事業

学区・地区社協の運営を適切に行うため、補助金を交付したりする事業です。

②見守りネットワーク支援事業

ひとり暮らし高齢者等を地域で見守り、孤独死などを未然に防ぐ事業です。

③合同研修事業

「自治会長」「民生委員・児童委員」「福祉協力員」等が合同で地域のニーズに対応するための検討会をしたり、情報交換をしたりする事業です。

④ふれあい給食事業

身体が虚弱な高齢者世帯、その他地域で孤立傾向にある者等に対し、地域住民との交流や見守りを目的に給食を提供する事業です。

⑤地域あんしん事業

地域内での簡単な相談に対応し、市社協との橋渡しをする事業です。

⑥地域交流サロン事業

高齢者・障がい者等が気軽に集まり、仲間づくりをする事業です。

合同研修事業のようす

4　福祉協力員、福祉隣組の役割

(1)福祉協力員の役割

①見守りネットワークの対象者を見守っている「福祉隣組」を適宜訪問し、ネットワーク対象者の近況を把握します。(例:健康状態の変化、入院、転居、入所等)

②学区・地区社協や自治会の福祉活動に可能な限り協力をお願いします。

(例:「ふれあい給食事業」「地域交流サロン事業」「合同研修事業」等の運営や参加協力・・・これら活動の中でも「気づき、つながり、つなげ、見守る」につながると考えています)

③以下の気づきがあった場合は民生委員・児童委員等に相談します(つなぐ)。

日常生活上の支え合いを超えて、支援が必要と思われるとき

(例:介護や介助、子育て支援など制度サービスが必要　など)

声のかけあいレベルの助け合いを超えて、支援が必要と思われるとき

(例:ひきこもり、ゴミ屋敷(住居荒廃)の状態が続いていている　など)

命が心配なとき

(例:自死を考えている、人に危害を加える可能性が高そうなとき　など)

人の安全(暴力等による被害)が心配なとき

(例:高齢者、障がい者、子どもへの虐待　など)

【参考】令和5年6月「福祉協力員研修会」で開催した「地域での孤立に気づき、つながり、つなげ、見守る人材を養成する研修」講師の福島喜代子先生の講話を参考に市社協にて整理

④日々の活動について、毎月「福祉協力員活動記録表」に記録をお願いします。

活動数の数え方
延べ数で数えます。例えば、同じ日に合同研修事業出席後に福祉隣組訪問で安否確認を行った場合は2回と数えます。

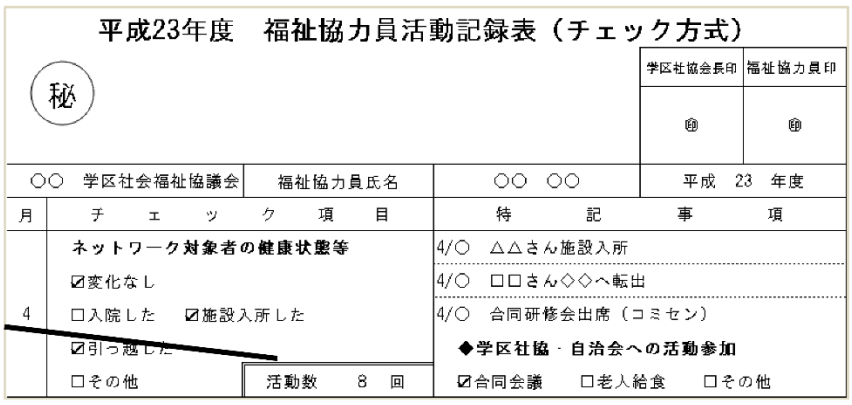

平成23年度　福祉協力員活動記録表（チェック方式）

秘		学区社協会長印	福祉協力員印
		㊞	㊞

○○　学区社会福祉協議会	福祉協力員氏名	○○　○○	平成　23　年度

月	チェック項目	特記事項
4	ネットワーク対象者の健康状態等 ☑変化なし □入院した　☑施設入所した ☑引っ越した □その他	4/○　△△さん施設入所 4/○　□□さん◇◇へ転出 4/○　合同研修会出席（コミセン） ◆学区社協・自治会への活動参加 ☑合同会議　□老人給食　□その他
	活動数　8　回	

提出時期:表面(4 月～9 月)裏面(10 月～3 月)をまとめて

学区・地区社協会長まで翌年度 4 月中にご提出ください。(年 1 回)

（2）福祉隣組の役割

福祉隣組は、見守りネットワークの対象者を普段の生活の中で見守ります。

「あれ？新聞や郵便物が溜まっているぞ。」

「夜になったんだけど電灯が点かないなあ。」

「日中も（門灯などの）電灯が点きっぱなしになっているなあ。」

「カーテンや雨戸が閉まりっぱなしだなあ。」

「この時間いつも見かけるけど、ここ最近姿が見えないなあ。」

日常生活での買い物や散歩の時に、このような見守りネットワークの対象者やそのお宅の「普段との違い」を少し気にかけていただきます。あくまでもさりげない見守りであり、見張りではありません。

市社協より

学区・地区社協によっては**「福祉協力員が福祉隣組を兼ねて、見守りネットワーク対象者の近況を把握する」「福祉協力員がふれあい給食事業での給食配布や乳酸菌飲料配布を通して、見守りネットワーク対象者の近況を把握する」**など独自の福祉協力員の役割を持ち、地域の実情に応じた見守り活動を行っている場合があります。各学区・地区社協毎の役割や活動について、学区・地区社協として皆さまに理解が得られていれば差し支えありません。自治会長や民生委員・児童委員の皆さまにも役割や活動内容をよく理解いただき、連絡を取り合い、情報を共有するようにお願いします。

5　見守りネットワーク支援事業の流れ

(1)見守りを行うまでの流れ(見守りネットワーク対象者の選定)

自治会長と民生委員・児童委員の協議によりネットワーク対象者を選定

(見守りの対象となることを本人がご存じない場合)対象者への説明　及び
対象者本人による「見守りネットワーク支援台帳」登録申請(代理署名可)

福祉隣組の組織化
(複数の福祉隣組で見守る体制)

福祉隣組による見守り

福祉協力員による福祉隣組への巡回と状況把握

福祉協力員は、適宜、福祉隣組を訪問して対象者の状況を把握します。「普段と違っていること」の報告があった場合、自治会長や民生委員・児童委員の皆さまと連絡を取り合い、情報を共有することが大切です。

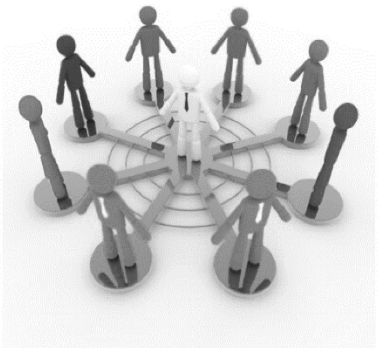

（2）見守りで気づきがあったら、異変を見つけたら

気づき

（緊急性はないが）「いつもと違う・何か変」（4ページ③参照）と感じた場合

一人で抱えこまず、民生委員・児童委員、専門職等に相談します（つなぐ）。

【専門職につなぐ前に配慮したほうがよいことは？】

本人と話ができている場合は、他の人に相談内容を伝えてよいか、本人の許可を得ましょう。本人が許可していれば、本人に関する個人的な情報を専門職に連絡することは問題ありません。

本人の許可がなくとも、「住民としての不安や心配」を民生委員・児童委員、専門職等に連絡することは問題ありません。

【参考】令和5年6月「福祉協力員研修会」で開催した「地域での孤立に気づき、つながり、つなげ、見守る人材を養成する研修」講師の福島喜代子先生の講話を参考に市社協にて整理

異変

（倒れている方を見つけた、安否がわからないなど）緊急性を要する場合

病気やけがをしている人、亡くなっている人（その疑いのある人、安否不明）などを発見した時は「緊急通報（119・110）」します。

消防・警察間の情報共有があるので、「消防119 番」「警察110 番」のいずれに通報しても差し支えありません。**異変発見後は、できるだけ「複数名」で対応してください。**自治会長や民生委員・児童委員の皆さまに助けを求めてください。自治会長や民生委員・児童委員の皆さまに連絡がつかない、不在であれば、近隣の方に助けを求めるなどして、決して一人では対応しないでください。

市社協よりお願い

見守り活動で上のような対応を行った際には、このような事例を共有し、次回に生かすため、「見守りネットワーク対象者等異変時対応報告書」の提出にご協力をお願いします。市社協にて報告書様式を用意しております。

6　福祉協力員の活動中に事故などがあった場合

ボランティア活動保険に加入しています

〇福祉協力員の活動時、万が一の事故やケガに備え、安心して活動していただくために、市社協が一括して「ボランティア活動保険」に加入しています（推薦書を基に加入手続きを行っています）。

〇福祉協力員の活動中に事故やケガをしてしまった場合や、ケガをさせてしまった、物を壊してしまった場合などが主な保険の対象となります。

〇補償期間は、4月1日～翌年3月31日までの1年間です。

〇事故やケガ等が発生した場合は市社協へすみやかにご連絡ください。

〇ボランティア活動保険のうち、「基本プラン」に加入しています。補償内容等詳細をお知りになりたい方は、「ふくしの保険」（https://www.fukushihoken.co.jp）で検索、ご確認ください。

どんなことでも気兼ねなくご連絡ください

本部 （酒田支部）	〒998－0864　新橋2丁目1－19　地域福祉センター内 TEL　23－5765　　FAX　24－6299
八幡支部	〒999－8235　観音寺寺ノ下41　八幡総合支所内 TEL　64－3765　　FAX　61－1214
松山支部	〒999－6862　字西田6　松山健康福祉センター内 TEL　62－2843　　FAX　62－2841
平田支部	〒999－6711　飛鳥字契約場35　ひらたタウンセンター内 TEL　52－2260　　FAX　52－3727

E-mail(共通)：shakyo@sakata－shakyo.or.jp

地域での孤立に

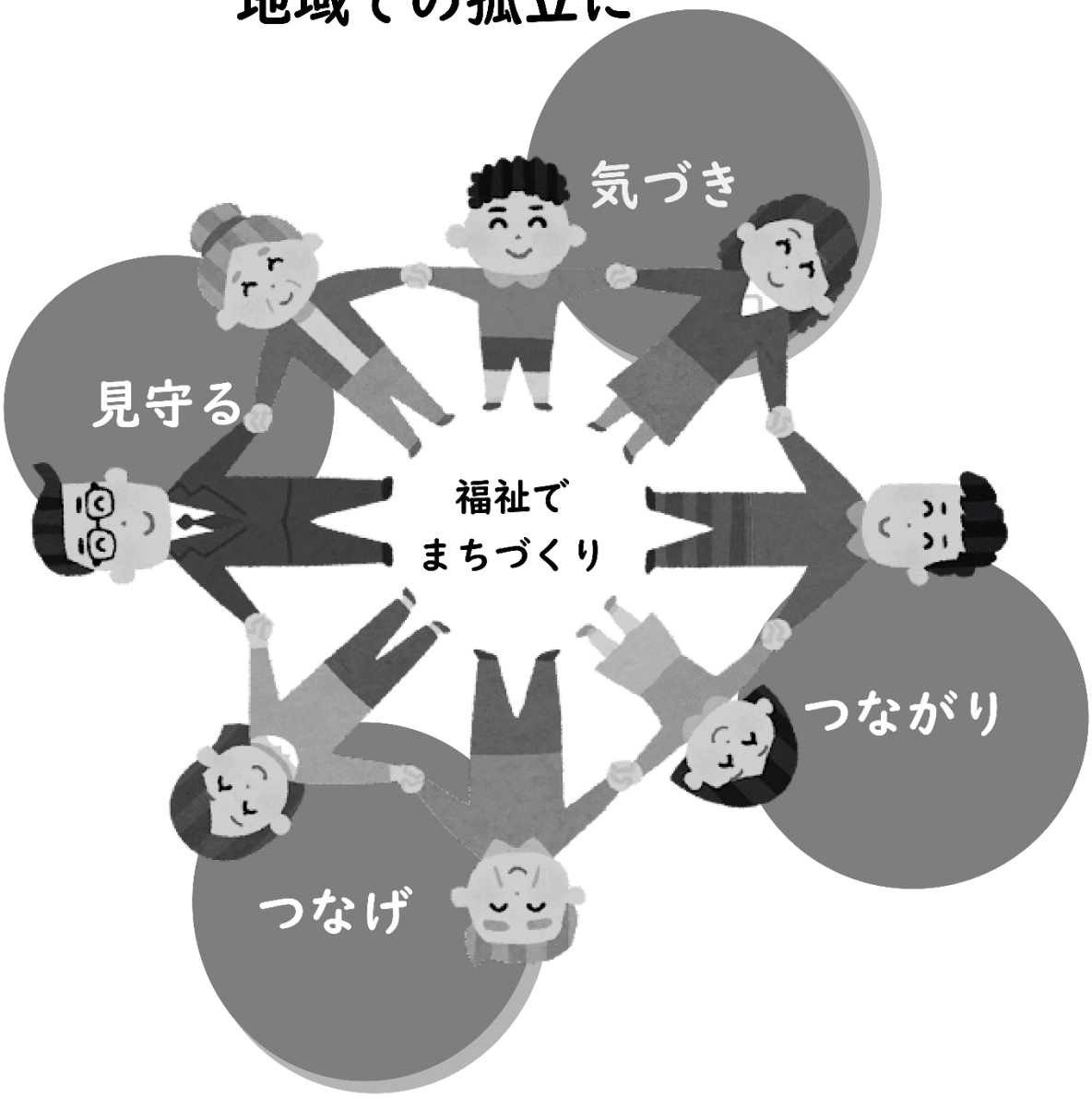

この手引きは、中央共同募金会「 赤い羽根ポスト・コロナ（新型感染症）社会に向けた福祉活動応援キャンペーン　地域での孤立に気づき、つながり、見守る人材（つながりワーカー）養成および実践活動助成 」を活用して作成しています。